資料４

令和７年度鹿児島県地域防災計画
修正案新旧対照表【抜粋】

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編，地震編，津波編】 第２部 第１章 第５節 一般-41ページ 地震-41ページ 津波-56ページ	上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港，空港等の公共施設等は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，県，市町村及びライフライン事業者は，ライフライン施設や廃棄物処理施設について，風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また，県は，広域行政主体として，地域社会の迅速な復旧を図るため，多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。	上・下水道，電力，ガス，通信等のライフライン施設，道路・橋梁，港湾・漁港，空港等の公共施設等は，都市・地域生活の根幹をなすものであり，これらが災害により被害を受け，機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく，特にライフラインの被災は，安否確認，住民の避難，救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから，県，市町村及びライフライン事業者は，ライフライン施設や廃棄物処理施設について，風水害等の災害に強い施設を整備するとともに，適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ，早期復旧が図られるよう，系統多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。また，県は，広域行政主体として，地域社会の迅速な復旧を図るため，多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 廃棄物処理施設については，大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから，始動用緊急電源のほか，電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 また，水道事業者及び下水道管理者は，発災後に迅速に復旧できるよう，上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど，上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに，宅内配管についても迅速に復旧できるよう，あらかじめ体制の構築に努めるものとする。 市町村は，地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や，防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により，代替水源の確保に努めるものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編，地震編，津波編】 第２部 第３章 第５節 第２ １ 一般-122ページ 地震-138ページ 津波-119ページ	（新規）	(3)　避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保 県は，避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 以降，項目番号繰り下げ	国の防災基本計画の修正に伴う修正
【一般編，地震編，津波編】 第２部 第３章 第５節 第２ ２ 一般-122ページ 地震-138ページ 津波-120ページ	（新規）	(2)　避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保 市町村は，避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 以降，項目番号繰り下げ	国の防災基本計画の修正に伴う修正
【一般編】 第２部 第２章 第５節 第２ ６ (1) 一般-72ページ	県及び市町村は，在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	県及び市町村は，指定避難所だけでなく，協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても，あらかじめ，収容可能人数など指定避難所と同等の情報を把握するとともに，在宅避難者等が発生する場合や，避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて，あらかじめ，地域の実情に応じ，在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等，在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第２部 第２章 第 10 節 一般-97 ページ	なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。	なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる~~食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の~~物資について，あらかじめ~~備蓄・~~備蓄するとともに，災害時における調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておく~~とともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。~~よう努めるものとする。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 また，県及び市町村は，新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し，施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど，最新の状況を把握するものとする。 県及び市町村は，物資の性格に応じ，集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，物資拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う修正
【一般編，地震編，津波編】 第３部 第３章 第 11 節 第１ 一般-302 ページ 地震-306 ページ 津波-248 ページ	（新規）	７　応援教職員等の受入 被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し，国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員，スクールカウンセラー等を受け入れるものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編，地震編，津波編】 第２部 第２章 第２節 第６ 一般-59ページ 地震-78ページ 津波-67ページ	大規模な災害発生時に，放送機関の協力のもとに，早期予防，避難に関する緊急情報をテレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）を通じて県民に提供するため，緊急情報提供システム，Ｌアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。 （システムの概要は，第３部第２章第３節第１「県及び市町村による広報」，運用方法は，第３部第２章第３節第３「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照）また，インターネット（県庁ホームページ，Ｘ（旧ツイッター），県公式ライン等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災Ｗｅｂ）やＬアラート（災害情報共有システム），緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに，情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。	大規模な災害発生時に，放送機関の協力のもとに，早期予防，避難に関する緊急情報をテレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）を通じて県民に提供するため，緊急情報提供システム，Ｌアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。 （システムの概要は，第３部第２章第３節第１「県及び市町村による広報」，運用方法は，第３部第２章第３節第３「報道機関等に対する放送の要請・公表」参照）また，インターネット（県庁ホームページ，Ｘ（旧ツイッター），県公式ライン等のソーシャルメディア，ポータルサイト，鹿児島県防災Ｗｅｂ）やＬアラート（災害情報共有システム），緊急速報（エリアメール等），ワンセグ放送等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに，情報の地図化による伝達手段の高度化に努めるものとする。 デジタル機器の利用が困難な方や通信が途絶した場合の代替手段として，紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。	「令和６年能登半島地震対策検証報告書」で示された改善の方向性を踏まえた修正
【一般編】 第２部 第３章 一般-107ページ	風水害等の災害に際して，効果的な防災対策を行うためには，平素より，県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発，防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化，要配慮者対策等を推進し，県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。 また，県及び市町村は，「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や，地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため，行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし，次のような取組を行い，住民主体の取組を支援・強化することにより，社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 （略） 本章では，このような県民の防災活動の促進について，その対策を定める。	風水害等の災害に際して，効果的な防災対策を行うためには，平素より，県民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発，防災訓練を実施しておくほか，自主防災組織や防災ボランティアの育成強化，要配慮者対策等を推進し，県民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。 また，県及び市町村は，「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や，地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため，行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし，次のような取組を行い，住民主体の取組を支援・強化することにより，社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。 （略） ・　県民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ，災害発生時に自らがとるべき行動を学び，自助・共助意識の醸成を図る。 本章では，このような県民の防災活動の促進について，その対策を定める。	「令和６年能登半島地震対策検証報告書」で示された改善の方向性を踏まえた修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【地震編】 第５部 第４章 地震-378ページ	（新規）	第５節　意識の普及・啓発 県は，地域住民等が，「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち，その意識を持続的に共有し，津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう，ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し，周知を行う。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正
【地震編】 第５部 第４章 第５節 地震-378ページ	第４　通信 １　電気通信事業者は，津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために，電源の確保，地震発生後の輻輳時の措置を講じるものとする。 ２　指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は，第３部第４章第５節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。 第５　放送 １　放送事業者は，報道が居住者，観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから，地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに，津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。 ２　放送事業者は，県，市町村，防災関係機関と協力して被害に対する情報，交通に対する情報，ライフラインに関する情報，津波情報等，防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。 ３　指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は，日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。 ４　指定地方公共機関株式会社南日本放送，鹿児島テレビ株式会社，株式会社鹿児島放送，株式会社鹿児島讀賣テレビ，株式会社エフエム鹿児島が行う措置は，各放送局が定める防災に関する計画による。	第４　通信 １　電気通信事業者は，津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するために，電源の確保，地震発生後の輻輳対策等，災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等~~時~~の措置を講じるものとする。 ２　指定公共機関西日本電信電話株式会社鹿児島支店が行う措置は，第３部第４章第５節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。 第５　放送 １　放送事業者は，報道が居住者，観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達に不可欠であることから，地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに，津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。 ２　放送事業者は，県，市町村，防災関係機関と協力して被害に対する情報，交通に対する情報，ライフラインに関する情報，津波情報等，防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。 ３　放送事業者は，発災後も円滑に放送を継続し，津波警報等を報道できるよう，あらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検その他の具体的な被災防止措置を講じるものとする。 以降，項目番号繰り下げ	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【地震編】 第５部 第４章 地震-379ページ	第６節　交通対策 第１　道路 県警察及び道路管理者は，津波襲来のおそれがあるところでの交通規制，避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に配慮しつつ，あらかじめ計画し周知するものとする。 第２　海上及び航空 １　第十管区海上保安本部は，海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。 ２　港湾管理者は，船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し，維持管理の状況について報告を求め，必要に応じて立入検査等を行う。 ３　港湾管理者は，津波襲来のおそれがある場合，港湾利用者を避難させるなど，必要な安全確保対策を講じるものとする。 ４　空港管理者は，津波襲来のおそれがある場合，速やかに飛行場の閉鎖を行うなど，必要な安全確保対策を講じるものとする。	第６節　交通対策 第１　道路 県警察及び道路管理者は，~~津波襲来のおそれがあるところでの交通規制，避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に配慮しつつ，あらかじめ計画し周知するものとする。~~津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について，交通規制の内容を事前に周知する。なお，必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし，交通規制の整合性を広域的に確保する。 第２　海上及び航空 １　第十管区海上保安本部は，海上交通の安全を確保するため~~の必要に応じた~~，海域監視体制の強化~~や~~船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講じるものとする。また，津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を次のとおり実施する。 ２　港湾管理者は，船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し，維持管理の状況について報告を求め，必要に応じて立入検査等を行う。 ３　港湾管理者は，津波が襲来~~の~~するおそれがある~~場合，~~港湾における港湾利用者~~を避難させるなど~~の避難等，必要な安全確保対策を講じるものとする。 ４　空港管理者は，津波が襲来~~の~~するおそれがある~~場合，速やかに~~飛行場の速やかな閉鎖~~を行う~~など，必要な安全確保対策を講じるものとする。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正
【地震編】 第５部 第３章 第２節 地震-374ページ	第３　自衛隊への災害派遣の要請については，第３部第１章第５節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。	第３　自衛隊への災害派遣の要請については，第３部第１章第５節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。なお，地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう，救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等受入体制のほか，救助・救急，応急医療，緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について，あらかじめ自衛隊と調整しておく。	南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正を踏まえた修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第３部 第２章 第１節 第１ ３ 一般-189ページ	(2)火災警報（実施責任：市町村） ア　発表機関 　火災警報は，市町村長が火災気象通報の伝達を受けたとき，又はその他によって気象状況を知ったとき，その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。 イ　発表基準 　空気が乾燥し，かつ，風の強いとき等で，火災の危険が予想されるとき市町村が発表するものとし，具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して，市町村地域防災計画において定めておくものとする。 （ア）　実効湿度65%以下または最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき （イ）　平均風速が県本土12メートル以上，大島支庁管内及び十島村10メートル以上，種子島及び三島村冬（11～４月）15メートル以上，夏（５～10月）10メートル以上，屋久島10メートル以上の風が吹く見込みのとき	(2)火災警報等（実施責任：市町村） ア　火災警報の発表機関及び発表基準 　火災警報は，市町村長が火災気象通報の伝達を受けたとき，又はその他によって気象状況を知ったとき，その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。 ~~イ　発表基準~~ 　空気が乾燥し，かつ，風の強いとき等で，火災の危険が予想されるとき市町村が発表するものとし，具体的発表基準は次のような気象状況を考慮して，市町村地域防災計画において定めておくものとする。 （ア）　実効湿度65%以下または最小湿度が35%以下に下がる見込みのとき （イ）　平均風速が県本土12メートル以上，大島支庁管内及び十島村10メートル以上，種子島及び三島村冬（11～４月）15メートル以上，夏（５～10月）10メートル以上，屋久島10メートル以上の風が吹く見込みのとき イ　林野火災注意報及び林野火災警報の発表機関及び発表基準 　林野火災注意報は，市町村長が林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令する。 　火災警報のうち林野火災警報は，市町村長が林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令する。 【林野火災注意報の発令指標の設定例】 　以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合 　①　前３日間の合計降水量が１㎜以下 かつ 前30 日間の合計降水量が30㎜以下 　②　前３日間の合計降水量が１㎜以下 かつ 乾燥注意報が発表 【林野火災警報の発令指標の設定例】 　林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画
【一般編，地震編，津波編】 第２部 第２章 第５節 第１ ３ 一般-68ページ 地震-88ページ 津波-76ページ	市町村は，指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し，食料，飲料水，携帯トイレ，簡易トイレ，常備薬，マスク，消毒液，段ボールベッド，パーティション，炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資，家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに，避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子供にも配慮する。

修　正　案	修正理由等
市町村は，指定避難所又はその近傍にで地域完結型の備蓄施設を確保し，快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ，簡易トイレ，食料，飲料水，携帯トイレ，簡易トイレ，常備薬，マスク，消毒液，適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材，安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド，毛布，プライバシー確保のためのパーティション，衛生促進のための入浴設備，洗濯設備，乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，トイレットペーパー，生理用品のほか，マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし，これらの物資の備蓄状況については，年に１回，広く住民に公表するものとする。この際，避難生活に必要な物資の備蓄については，想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と，それに対して必要となる備蓄量（最低３日間，推奨１週間）を推計し，推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。炊き出し用具，毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資，家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに，避難所設置期間が長期化する場合に備えて，これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また，備蓄品の調達にあたっては，要配慮者，女性，子供にも配慮する。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画
【一般編】 第２部 第２章 第10節 一般-97ページ 地震-116ページ 津波-96ページ	県，市町村は，その他の災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。 なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 また，平時から訓練等を通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先，要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

修　正　案	修正理由等
県，市町村は，その他の災害応急対策事前措置体制について，整備を計画的に推進する。 なお，大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し，孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料，ブルーシート，土のう袋その他の物資について，あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに，物資調達・輸送調整等支援システムを活用し，あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に，交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう，無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 また，平時から訓練等を通じて，物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに，災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先，要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 県は，避難生活に必要な物資について，大規模な災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って，市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間，推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や，市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし，その備蓄状況については，年に１回，広く住民に公表するものとする。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【津波編】 第４部 第３節 １ 【火山編】 第１部 第４章 第３節 １ 津波-279ページ 火山-111ページ	県及び関係市町村は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携，国との連携，広域調整）を行う。 （新規）	県及び関係市町村は，復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携，国との連携，広域調整）を行う。 なお，被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう，復興まちづくりの目標や実施方針などをとりまとめた事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【原子力災害対策編】 第４章 第５節 ２ (15) 原子力編-117ページ	（新規）	(15)　屋内退避実施後の運用 　屋内退避は，物的な面や人的支援の面での生活の維持や，屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から，長期にわたって継続することは難しいと考えられ，屋内退避の実施状況を踏まえて，その継続の可否を判断する。 　国は，屋内退避の継続の判断を，屋内退避実施後３日目を目安として行い，それ以降は日々行うものとする。その際，物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や，プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には，国は県，薩摩川内市及び関係周辺市町と緊密な連携を行いながら，避難への切替えを判断し，指示する。なお，屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため，屋内退避を継続することを基本とし，避難への切替えを判断するに当たっては，生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また，屋内退避の継続のためには，医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する。 　屋内退避を実施している住民等に対しては，国は，原子力発電所の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また，避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する。 　なお，屋内退避中は，被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが，生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は，屋内退避という防護措置の一部をなすものであり，屋内退避中にも実施できるものである。国は，原子力発電所の状態等に応じて，放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には，速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。	国の原子力災害対策指針の改正に伴う追加

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【原子力災害対策編】 第４章 第５節 ２ (16) 原子力編-117ページ	(新規)	(16)　屋内退避の解除 　屋内退避は，主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため，国は，原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし，新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば，屋内退避の必要がなくなることから，屋内退避の解除を行う。 　なお，その際，緊急時モニタリングの結果に応じて，ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超える地域があれば，避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。	国の原子力災害対策指針の改正に伴う追加

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第２部 第２章 第９節 第１ ２ ⑷ イ 一般-95ページ	（イ）医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援 a　予備電源の確保等，日頃の備えについて啓発	（イ）医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援 a　~~予備電源の確保等，~~予備電源の確保や医療材料等の備蓄等，日頃の備えについて啓発	令和７年度に発生した災害の検証等の結果に基づき，修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第２部 第２章 第10節 第７ 一般-102ページ	1　文化財に関する事前措置 (1)　文化財管理者に対する防災指導 　県教育委員会は，文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を，以下のとおり行うものとする。 ア　防火管理の体制を整備する。 ・　防火管理者のもとに適当な火元責任者を定め，それぞれの担当責任を明らかにする。 ・　防火委員会を設けて，計画的な防火管理を行う。 ・　防火講習会，研究会に参加して防火意識の習得に努める。 ・　文化財防火デー（１月26日）を設定し，防火意識の高揚を図る。 イ　環境の整理，整頓を図る。 ウ　火気の使用を制限する。 ・　火気の使用は，一定の場所を定める。 ・　指定建造物の周囲では，喫煙，たき火等を絶対に禁止する。 エ　火災危険の早期発見と改善 ・　定期的に防火診断を受ける。 ・　防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。 オ　火災警戒を厳重にする。 ・　不審者等の進入を防ぐため，塀，さくを整備する。 ・　巡視のための監視員を置く。 ・　巡視経路を設定する。 カ　火災の起こりやすい箇所に注意する。 　たばこ，たき火，灯明，ローソク，線香，取り灰，火消しつぼ，火ばち，こたつ，こんろ，かまど，煙突，電気配線，電気器具，石油ストーブ，石油こんろ，プロパン器具 キ　次の消防に関する計画を作成するとともに，自衛消防隊を組織し，訓練を行う。 　防火管理計画，火災防御計画，教養訓練計画	1　文化財に関する事前措置 ~~(1)　文化財管理者に対する防災指導~~ 　県教育委員会は，火災，地震，大雨・台風から文化財を保護するため，文化財の所有者又は管理者に対する防災指導~~防災体制の確立指導~~を，以下のとおり行うものとする。 (1)　火災に対する防災対策 ア　防火委員会の設置や火元責任者を定め，防火管理体制を整備する。 イ　指定構造物の周囲では，喫煙，たき火等を禁止するなど火気の使用を制限する。また，消火設備の設置や可燃物を撤去し，環境整備を行う。 ウ　指定建造物の防火診断を定期的に実施し，火災危険の早期発見と改善を行う。 エ　防火管理計画等の策定や自衛消防隊を組織し，消防訓練を行う。 オ　文化財防火デー（１月26日）を設定し，防火意識の高揚を図る。 (2)　地震に対する防災対策 ア　指定構造物の耐震予備診断等を行い，補強の必要がある場合は，耐震補強を行う。 イ　免震装置を備えた展示台や支持具を用いて，展示品や美術工芸品等の転倒防止を行う。 ウ　収蔵品の落下を防止するため，収蔵棚に安全性・使いやすさ等を考慮したストッパー等を設ける。 エ　停電した場合に備えて，収蔵庫等に懐中電灯などの非常用照明器具を常備する。 (3)　大雨・台風に対する防災対策 ア　ハザードマップ内に所在する展示品や美術工芸品等の把握を行い，災害リスクを事前に把握する。 イ　排水路の掃除を定期的に行い，浸水・冠水被害を防止する。 ウ　土砂災害及び浸水危険区域に所在する展示品や学術工芸品等を安全な場所に移動する。 エ　危険木伐採や植生管理を定期的に行い，樹木や土砂災害による文化財の毀損を防止する。	令和７年度に発生した災害の検証等の結果に基づき，修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第２部 第２章 第10節 第７ 一般-102ページ	⑵　消火施設の整備 文化財の所有者又は管理者は，以下のとおり消火施設の整備に努める。 ア　全ての指定建造物には，その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水，バケツ，水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は，その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は，その消火の対象に適した器種を選択する。 イ　その他，屋内消火栓，屋外消火栓，放水銃，スプリンクラー等を設置し，これらの設置については，常に整備を入念に行い，担当者を定めて定期的に試験を行う。 ウ　その他の設備としては，今後消火進入道路，防火塀，防火帯，防火壁等の整備を図る。 ⑶　文化財防火デーの計画 県教育委員会は，文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て，下記のことを計画実施し，関係者の文化財保護意識の高揚を図る。 ア　広報媒体等を使い，趣旨の普及徹底を図る。 新聞，ラジオ，テレビ，印刷物，展示会，講習会，映画会等 イ　火災予防対策を指導する。 ・　消防計画の作成，検討 ・　電気設備，火気使用箇所等の点検整備 ・　たき火，たばこ等火気使用禁止区域の設定 ・　各種消防用設備等の点検整備 ・　上記の防火診断，その他，火災予防措置として必要な事項 ウ　防火訓練を行う ・　地元消防機関の協力を求め指導を受ける。 ・　防火訓練は，通報，消火，重要物件の搬出，避難等を総合的に行う。 ・　繰法の習熟と，隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。 ・　不備の箇所を是正する。 エ　消防実技講習会を実施して，消防技術の向上に努める。	⑵～⑶　削除	令和７年度に発生した災害の検証等の結果に基づき，修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編，地震編，津波編】 第３部 第１章 第４節 第２ １ （１） 一般-156ページ 地震-170ページ 津波-156ページ	第２　市町村・消防における相互応援協力 １　県及び市町村相互の応援 (1)　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援 　市町村は災害が発生し，被災市町村のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき，迅速に応援を要請する。 ア　被災市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を求める。 イ　アの応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行う。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，被災市町村の指揮の下に行動する。 ウ　県は，災害応急対策を行うために必要な場合，区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。	第２　市町村・消防における相互応援協力 １　県及び市町村相互の応援 (1)　鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援 　市町村は災害が県内で発生し，又は発生するおそれがある場合において，被災し，又は被災するおそれのある市町村のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に，県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは，「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき，迅速に応援を要請する。 ア　応援を受けようとする~~被災~~市町村は，災害応急対策を行うために必要な場合，他の市町村に対し，応援を要請す~~求め~~る。 イ　アの応援を求められた市町村は，災害応急対策のうち，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については，正当な理由がない限り，応援を行う。災害応急対策の実施については，応援に従事する者は，応援を受けようとする~~被災~~市町村の指揮の下に行動する。 ウ　県は，応援を受けようとする市町村から要請依頼を受けた場合は，応援可能な他の市町村に対して応援の実施を依頼する。 エ　県は，災害応急対策を行うために必要な場合，区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。	協定改定による修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編，地震編，津波編】 第３部 第３章 第１節 第２ １ 市町村の欄 一般−270ページ 地震−269ページ 津波−212ページ	(5)　避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。また，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し，簡易トイレ，トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。 (6)　避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，洗濯等の生活に必要とある水の確保，福祉的な支援の実施など，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。	(5)　避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため，避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じる。また，必要に応じ，仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し，簡易トイレ，トイレカー等のより快適なトイレの設置や，水循環型シャワー等による入浴機会の確保に配慮するよう努めるものとする。 (6)　避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，栄養バランスのとれた適温の食事や，手洗い，入浴，洗濯等の生活に必要とある水や資機材等の確保，福祉的な支援の実施など，必要な措置を講じるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。	水循環型シャワー等を導入したことによる修正
【一般編，地震編，津波編】 第３部 第３章 第１節 第２ １ 危機管理防災局の欄 一般−271ページ 地震−268ページ 津波−212ページ	避難所の管理運営状況について把握し，応援要請を受けた場合は，開設者と連携をとり支援する。	避難所の管理運営状況について把握し，応援要請を受けた場合は，開設者と連携をとり支援する。また，県が保有するトイレカーや水循環型シャワー，手洗い器等を活用し，避難所の生活環境の改善に努める。	水循環型シャワー等を導入したことによる修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第２部 第２章 第２節 第１ １ 一般-56ページ	１　災害時等の通信施設の整備 （1）県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備 （2）消防防災無線等による整備 （3）防災相互通信用無線の整備 （4）ヘリコプター衛星通信システムの整備	１　災害時等の通信施設の整備 （1）県防災行政情報ネットワークによる通信体制の整備 （2）消防防災無線等による整備 （3）防災相互通信用無線の整備 （4）ヘリコプター衛星通信システムの整備 （5）可搬型衛星通信設備（スターリンク）の配備 　県では，災害時に大規模な通信障害が発生した状況下においても，市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するため，県庁及び地域振興局・支庁等にスターリンクを配備し，迅速で確実な災害初動対応の強化を図っている。	スターリンクを導入したことによる修正
【一般編】 第２部 第２章 第２節 第４ １ 一般-58ページ	県，市町村及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において，防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう，防災相互通信用無線の整備に努める。 　市町村は，孤立化が予想され，防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは，早急な防災相互通信用無線の配備に努める。 ≪資料編　５．３　防災相互通信用無線の設置状況≫ （第６節別記「孤立化集落対策マニュアル」参照）	県，市町村及び防災関係機関は，防災相互通信用無線を活用し，災害発生時の災害現場等において，防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう，防災相互通信用無線の整備に努める。 　市町村は，孤立化が予想され，防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは，早急な防災相互通信用無線の配備に努める。 　県では，災害時に大規模な通信障害が発生した状況下においても，市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するため，県庁及び地域振興局・支庁等に可搬型衛星通信設備（スターリンク）を配備し，迅速で確実な災害初動対応の強化を図っており，また，災害発生時にスターリンクを円滑に活用できるよう，平時からの利用に努める。 ≪資料編　５．３　防災相互通信用無線の設置状況≫ （第６節別記「孤立化集落対策マニュアル」参照）	スターリンクを導入したことによる修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編】 第３部 第１章 第１節 第１ ５ 一般-137ページ	(1)　市町村への支援体制の確立 県内で重大な災害が発生した場合，県は，以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより，被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。 イ　被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施 災害対策本部の支部は，必要に応じて職員を市町村へ派遣し，市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは，当該災害地に現地災害対策本部を設置し，市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。 被災市町村における通信連絡が困難となった場合には，災害対策課（本部連絡班）が防災行政無線（地上系移動局），衛星移動局を現地に持ち込み，被災市町村の通信連絡機能を補完する。	(1)　市町村への支援体制の確立 県内で重大な災害が発生した場合，県は，以下の方法により市町村への支援体制を確立することにより，被災者への迅速かつ的確な応急対策の実施を図る。 イ　被災地域における支援体制の確立及び支援活動の実施 災害対策本部の支部は，必要に応じて職員を市町村へ派遣し，市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。特に甚大な被害が発生した地域があるときは，当該災害地に現地災害対策本部を設置し，市町村の行う応急対策に必要な協力を行う。 被災市町村における通信連絡が困難となった場合には，災害対策課（本部連絡班）又は災害対策本部の支部が防災行政無線（地上系移動局），衛星移動局や，可搬型衛星通信設備（スターリンク）を現地に持ち込み，被災市町村の通信連絡機能を補完する。	スターリンクを導入したことによる修正
【一般編】 第３部 第１章 第２節 第１ ４ 一般-144ページ	災害時における通信連絡は，通信施設の被災状況等により異なるが，おおむね以下の方法のうち，実情に即した方法で行う。ただし，固有の通信施設を持っている機関については，これを利用する。 なお，県が，他機関の通信施設を利用する場合を想定し，平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い，情報連絡体制の確立に努める。 (1)　普通電話による通信（一般通話） (2)　災害時における優先電話等による通信 (3)　通信の途絶防止 (4)　通信手段の確保 (5)　非常通信の利用 (5)　防災相互通信用無線による通信	災害時における通信連絡は，通信施設の被災状況等により異なるが，おおむね以下の方法のうち，実情に即した方法で行う。ただし，固有の通信施設を持っている機関については，これを利用する。 なお，県が，他機関の通信施設を利用する場合を想定し，平常時において管理者と利用方法等について申し合わせを行い，情報連絡体制の確立に努める。 (1)　普通電話による通信（一般通話） (2)　災害時における優先電話等による通信 (3)　通信の途絶防止 (4)　通信手段の確保 (5)　非常通信の利用 (~~5~~6)　防災相互通信用無線による通信 (7)　可搬型衛星通信設備（スターリンク）による通信 県は，災害時に大規模な通信障害が発生した状況下においても，市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するため，県庁及び地域振興局・支庁等に配備しているスターリンクを活用し，迅速で確実な災害初動対応の強化を図る。	スターリンクを導入したことによる修正

該当箇所	現　行　計　画	修　正　案	修正理由等
【一般編，地震編，津波編】 第３部 第２章 第10節 第１ 12 一般-258ページ 地震-256ページ 津波-202ページ	（新規）	12　鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島ＪＲＡＴ） (1)　災害リハビリテーション支援チームの活動内容 災害リハビリテーション支援チームは，避難所等において避難生活を送る要配慮者等の災害関連死，生活不活発病等を防ぐための災害リハビリテーション支援を行う。 (2)　災害リハビリテーション支援チームの出動 知事は，災害リハビリテーション支援チームの出動が必要と判断するときには，鹿児島県災害リハビリテーション推進協議会（鹿児島ＪＲＡＴ）との協定に基づき，県又は市町村が設置する避難所等への災害リハビリテーション支援チームの派遣を要請する。	鹿児島ＪＲＡＴと協定を締結したため第１緊急医療の実施に加える